

## 出水市公共施設適正配置計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の公共施設の適正配置に関し必要な事項を検討するため、公共施設適正配置計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共施設適正配置計画の策定に関すること。
- (2) その他公共施設適正配置計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域審議会委員
- (3) 支所庁舎建設検討委員会委員
- (4) 出水市自治会連合会の推薦者
- (5) P T A連絡協議会の推薦者
- (6) 女性団体連絡協議会の推薦者
- (7) 農村環境改善センター運営審議会委員
- (8) 図書館協議会委員
- (9) スポーツ推進審議会委員
- (10) 公募委員

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、公共施設適正配置計画を策定する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。